

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護変更申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和3年5月28日付けで行った保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

社会福祉法15条1項、3項及び18条4項並びに生活保護手帳第6他法他施策の活用の項、問答集問7-17によれば、ケースワーカーは、受給者に必要な援護を行い、具体的には他法他施策の活用を促し、最低生活費の需要発見に努めることを職務としている。

ケース記録によれば、処分庁は、2020年8月11日には、

請求人の妻が妊娠したことを把握していたにもかかわらず、同年12月25日に至るまでの間入院助産制度について請求人に案内を行ったという記述が一切ない。処分庁は、請求人世帯に対し必要な援護がなされていない事実がケース記録上把握できる状態であるにもかかわらず、担当ケースワーカーに何らの指導監督を行わなかった。このように担当ケースワーカー個人のみならず組織全体が必要な援護を行うのに適さない状態であった。請求人が寝巻購入のレシートを捨てた理由はそのような状況が一因となっているにもかかわらず、発生した損害の全部を請求人に帰責させることは不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 5月12日	諮問
令和4年 8月24日	審議（第69回第4部会）
令和4年 9月20日	審議（第70回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 法の基本原則等

ア 法1条によれば、日本国憲法25条に規定する理念に基き、

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とされている。

イ 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法7条によれば、保護は、要保護者等の申請に基づいて開始するものとするとしている。

また、法8条1項によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号））により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

ウ 法11条1項によれば、保護の種類として、同項1号に「生活扶助」が挙げられており、法12条によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとされ、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定めている。

エ 法24条1項によれば、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所又は居所等の事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされている。

同条2項によれば、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでないとしている。

同条3項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請

(同条1項)があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされている。

また、同条9項によれば、同条1項から7項までの規定を法7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するとされている。

(2) 臨時的な生活扶助費（一時扶助費）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7・2によれば、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とされており、当該特別の需要として、「(1)出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」等が挙げられている。

(3) 被服費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(5)・アによれば、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えない」とされ、「入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 4,400円以内」（同・(オ)）等の6項目及び金額の範囲が示されている。

(4) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、令和 3 年 4 月 2 日に本件申請を行っているが、本件申請に際して金額の挙証資料の提出はなかったこと及び挙証資料を添付できなかったのは請求人がレシートを処分したことによるものであることが認められる。

保護の変更の申請に当たっては、その保護の要否等を決定するために必要な書類を添付しなければならないとされているところ（1・(1)・エ）、本件申請において支出した金額を証する資料の提出がなく、また、挙証資料となるレシートを請求人自らが処分してしまったことからすれば、「必要な書類を添付することができない特別の事情があるとき」（同）として必要書類の添付の省略が許容される場合に該当するとは認められない。

したがって、「購入した寝巻代の領収書等の提出がなく支給決定できないため」として処分庁が行った本件処分は上記 1 の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められるから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第 3 のとおり、請求人に対して法の定める援護がなかったことが申請却下の原因となったレシートの破棄の一因である旨主張し、本件処分が不当である旨主張する。

しかし、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできないことは上記 2 のとおりである。

なお、請求人が主張するように、ケースワーカーや福祉事務所など実施機関の側においても被保護者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであるとされているが（「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課

長事務連絡)問7-17参照)、このような一般的な努力義務の定めが、本件申請において添付すべき資料の提出がないことからなされた本件処分の適否を左右するものとは認められない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子